

子の育児に係る費用における支払先
(教育資金贈与の特例との比較表)

		結婚子育て	教育	備考	
1	幼稚園			外国において外国の教育制度において位置付けられた教育施設であれば、教育では対象となる。	
2	保育所			外国において外国の教育制度において位置づけられた教育施設であれば、教育では対象となる。	
3					認可保育所
4					市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育を目的とする施設として定められているもの(例えば東京都の認証保育所や横浜市の横浜保育室など)
5	認可外保育所のうち、都道府県知事、指定都市市長または中核市市長から認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設				
6	認定こども園				
7	障害児通所支援事業に係る施設		(児童発達支援事業のみ)		
8	子育て短期支援事業に係る施設		×		
9	地域子育て支援拠点事業に係る施設		×		
10	一時預かり事業に係る施設		×		
11	小規模住居型育児養育事業に係る施設		×		
12	家庭的保育事業に係る施設				
13	小規模保育事業に係る施設				
14	居宅訪問型保育事業に係る施設				
15	事業所内保育事業に係る施設及び企業主導型保育事業に係る施設				
16	病児保育事業に係る施設		×		
17	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)に係る施設		×		
18	ひとり親家庭等日常生活支援事業に係る施設		×		
19	ひとり親家庭等生活向上事業に係る施設		×		
20	乳児院		×		
21	母子生活支援施設		×		
22	児童厚生施設		×		
23	児童養護施設		×		
24	障害児入所施設		×		
25	児童発達支援センター		×		
26	情緒障害児短期治療施設		×		
27	児童自立支援施設		×		
28	里親制度に係る施設		×		
29	ベビーシッター事業者		×		